

## 既存工場関連施設（都市計画法第34条第7号）の必要な書類

			照会	許可	
				43条	29条
必ず必要となる書類	案内図	白図（1/2500）を原則とし、申請工場の位置を赤枠で明示。既存工場及び関連工場の位置も記載する。			
	公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	写		
	土地登記簿謄本	法務局発行のもの。	写		
	配置図、現況図	申請工場、既存工場及び関連工場のもの。照会申請時はプラン可。			
	建築物の平面図、立面図、面積表	申請工場、既存工場及び関連工場のもの。照会申請時はプラン可。			
	理由書	設置理由を簡潔に記載する（様式なし）。			
	事業計画書	申請地の概要、建設資金計画書、営業収支計画書（5年間）。			
	概要書	申請工場の生產品目、売上金額、従業員数及び取引状況並びに現在の関連工場や既存工場との比較を記載したもの。			
	法人登記簿謄本	法務局発行のもの。	写		
	協議記録	公害（又は産業）関連担当部局との協議経過。			
	既存工場の要望書	事業の効率化について記載したもの。			
	既存工場及び関連工場の決算書	課税所得の算定に使用するもの（過去3年分）。			
	密接な関連を示す書類	次ページ1又は2（全て過去3年分）			
	今後の関連を示す書類	次ページ4			
誓約書、印鑑証明書	誓約書は実印。				
委任状	代理人に手続きを依頼した場合。				
該当する場合 必要となる書類	取引内容に関する書類	次ページ3 必要に応じて提出を求める。	写		
	他法令による許認可等		写	写	写
	土地使用貸借契約書	自己所有地でない場合。			写
	農地法許可書等	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		写	写
	近郊緑地保全区域届出書	申請地が近郊緑地保全区域であるとき。		写	写
その他市長が必要と判断した書類					
開発許可申請添付図書	開発行為等申請の手引による。				

1	<p>「既存工場に対して自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入しており、かつ、それが既存工場の生産物の原料又は部品の5割以上を占めていること。」に該当する場合。</p> <p>関連工場の売上高の内訳  関連工場の売上帳  関連工場の得意先</p> <hr/> <p>既存工場の売上原価の内訳  既存工場の当期製品製造原価の内訳  既存工場の仕入帳  既存工場の仕入先元帳</p>
2	<p>「既存工場に対して自己の生産物の原料又は部品の5割以上を依存しており、かつ、それが既存工場の生産物の5割以上を占めていること。」に該当する場合。</p> <p>関連工場の売上高の内訳  関連工場の売上帳  関連工場の得意先</p> <hr/> <p>既存工場の売上原価の内訳  既存工場の当期製品製造原価の内訳  既存工場の仕入帳  既存工場の仕入先元帳</p>
3	<p>必要に応じて、双方の個別の取引内容を照合するために、提示を求められた場合。</p> <p>仕様書又は見積書  契約書  納品書  支払いを示す書類（請求書、領収書、振込控え、振込一覧（銀行発行）  てがた・小切手のサイト（片券）通帳）</p>
4	<p>今後の密接な関連を示す書類（次のどちらか1つ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存工場又は関連工場のいずれかが、中小企業を対象とした国、県、市町村等の金融支援を過去3年間うけていたことを示す書類</li> <li>・ 中小企業診断士が作成した、既存工場及び関連工場双方の経営状態・相互の関係性についての意見書</li> </ul>